

令和 6 年 5 月 8 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01281

研究課題名（和文）シャープ勧告は日本の租税・行政手続をどう変えたのか？

研究課題名（英文）The Shoup Mission and the Transformation of Administrative Procedure in Japan

研究代表者

淵 圭吾（Fuchi, Keigo）

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90302645

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、スタンリー・サリーが執筆したシャープ勧告の手続法の部分に着目して、青色申告制度のもとにある考え方を明らかにした。それを通じて、青色申告者に対する課税処分における理由附記についての日本の最高裁判例が、理由附記が求められる論拠に関して、シャープ勧告の考え方を離れ、必ずしも十分に基礎づけられていない曖昧な手続保障の考え方に基づいて理由附記が不十分な処分を取り消す判決を下したことを明らかにした。

それに加え、憲法・行政法・租税法が関わる領域（手続保障や平等原則）に関して、新たな視点を提示する論文をいくつか執筆した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は以下の点にある。従来手続保障・行政手続に基づくものとして理解されてきた行政処分への理由附記（理由の提示）につき、日本の判例が青色申告制度の趣旨を必ずしも理解することなくやや曖昧に理由附記が不十分な処分は瑕疵を帯び取り消しうる、と判断してしまっていたことを明らかにした。その前提として、シャープ勧告の行政手続に関する叙述がスタンリー・サリーによって書かれ、しかも彼の1930年代の業績に基づいていることを明らかにした。本研究は、理由の提示が何のためにあるのかを問い直すきっかけになりうるという点で、社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：In this research, I made clear the following facts. First, in the Report of the Shoup Mission, Surrey proposed several measures for mitigating tax disputes between the government and the taxpayers. The proposal was identical to one that he and Roger Traynor had previously put forward to improve the federal tax administration of the United States. Second, Surrey suggested that the taxpayer had to be notified of the reason for an assessment of deficiency and that the more comprehensively the tax office could investigate the taxpayer, the more detailed reasons should be provided to him. However, Japanese lawmakers made the notification a privilege for blue return filers, that is, for those who filed tax returns based on data that recorded details of their economic activities. Third, the Japanese judiciary followed the literal interpretation rule in reading the statutory mandate to give reasons and did not fully understand the original intent and the spirit of the Report.

研究分野：公法学

キーワード：行政手続 手続保障 シャープ勧告 青色申告制度 財産権保障 法の下の平等 プラットフォーム
インフラストラクチャー

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究の学術的背景には、第1に、租税・行政手続の国際化(例えば、国家間の情報交換の進展)・情報技術化が進展しているにも関わらず、租税・行政手続の基本的な法理について学術的に解き明かされていない課題が山積しているということがあった。例えば、行政手続法8条・14条は一定の場合に行政処分に関する理由が提示されるべきことを定めているが、そもそもなぜ行政処分について理由を示さなくてはならないのか(行政立法や行政指導についてはなぜ不要なのか、行政庁以外の主体が行う場合はどうか)ということ、一級建築士事件に関する最判2011(平成23)年6月7日があるとはいえ、判例・学説上必ずしも十分に明らかにされていなかった。また、行政調査についても、(立法論として)行政庁の権限行使にどの程度の強制力が与えられるべきか、また、裁判所の関与はどの程度であるべきか、といったことが学説上未だ十分に明らかではなかった。

本研究の学術的背景の第2として、第二次世界大戦後占領期の日本に関する法学・経済学での研究の進展があった。法学ではやや古いが占領期の行政法に関する研究の蓄積があり、経済学では比較的最近シャウプ勧告に対する包括的な研究が現れた。しかし、前者は専ら行政訴訟に関するSCAP(連合国軍最高司令官)の勧告に関わり、後者は租税実体法(所得税・法人税等のあり方)を論じている。このため、シャウプ勧告の租税手続法の側面及びその行政手続法一般への影響については、まだ研究が行われていなかった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、シャウプ勧告が日本の租税・行政手続に与えた影響を解明することを通じて、さらにより一般的に以下の諸点を明らかにすることにある。

第1に、国家が何らかの意思決定を行う際にその理由を開示しなくてはならないのはなぜか。立法のような一般的なルール形成に理由に開示は必要か。裁判のような法を適用する作用においては理由を開示すべきであると考えられているが、それはなぜか。理由を開示・提示する相手方は誰か。理由を開示するタイミングは何時であるべきか。

シャウプ勧告を受けて行われた税制改正では、青色申告に対する課税処分には理由附記をしなくてはならないと定められた。そして、最高裁判所は、この理由附記義務を厳格に適用し(最判1963(昭和38)年5月31日)、さらにこの義務を(一般論としては)広く行政処分一般に認めた(一級建築士事件最判)。本研究は、このような理由附記法理の展開を跡づけることで、国家作用において理由を提示・開示すること一般の理由を解き明かそうとした。

第2に、本研究はそもそも申告納税制度とは何か、ということ明らかにすることを目指していた。一般に、シャウプ勧告によって初めて申告納税制度(self-assessment)が日本にもたらされたと考えられているが、実際には、戦前の所得税においても、納税義務者が一定の情報申告を行うことが義務づけられていた。他方、アメリカにおいては実は納税義務者の申告によって即座に納税義務が確定するわけではなく、課税庁による査定(assessment)が介在する仕組みになっている。本研究は、サリーがシャウプ勧告を執筆した際に、どのような制度を念頭に置いていたか、ということの解明を通じて、申告納税制度とは何なのか検討する。

第3に、本研究は、シャウプ勧告及びその後の展開を法の継受の一つのケーススタディとして位置づけ、その研究成果を英語論文により海外に広く発信することを目的としていた。

3. 研究の方法

公刊されているスタンリー・サリーが執筆した論文やシャウプ勧告の報告書を読み込み検討する、という研究方法を採用し、論文を執筆した。また、国内外の研究会で研究報告を行い、批判を仰いだ。サリーらに関する一次資料を研究する計画があったが、COVID-19の流行もあり、結局果たせなかった。しかし、その分、当初の研究目的よりも広い領域について研究成果を公表することができた。

4. 研究成果

学会報告・研究会報告(これらについてはResearchmapを参照)の他、以下のような論文を執筆・公表することができた(主要なもののみ)。

*「スタンリー・サリーと日本における行政法の変容：理由附記法理の「原意」をめぐって」中里実先生古稀祝賀論文集(2024年7月、有斐閣)下記の英語論文の日本語版(研究期間後に公表されるが脱稿済みであるため参考までに挙げておく)

(2024年)

「オーストラリア憲法における「租税」及び財産権保障の対象となる「財産権」の意義—Australian Tape Manufacturers Association v Commonwealthを素材として」トラスト未来フ

オーラム研究叢書『金融取引と課税(6)』95-129頁(2024年3月)

(2022年)

「Will Bateman, Public Finance and Parliamentary Constitutionalism」(学界展望・財政法)国家学会雑誌135巻9=10号809-811頁(2022年10月)

「プラットフォームとインフラストラクチャーをめぐる法の一般原則(下・2) 「法の下での平等」の私法的基礎づけを含めて」法律時報94巻9号112-120頁(2022年8月)

「プラットフォームとインフラストラクチャーをめぐる法の一般原則(下・1) 「法の下での平等」の私法的基礎づけを含めて」法律時報94巻8号102-106頁(2022年7月)

「プラットフォームとインフラストラクチャーをめぐる法の一般原則(中) 「法の下での平等」の私法的基礎づけを含めて」法律時報94巻6号74-78頁(2022年6月)

「国際課税の地殻変動」租税法研究50号17-33頁(2022年6月)

「プラットフォームとインフラストラクチャーをめぐる法の一般原則(上) 「法の下での平等」の私法的基礎づけを含めて」法律時報94巻5号80-83頁(2022年5月)

「所有者不明土地・手続保障・固定資産税」秋山靖浩編『新しい土地法』33-59頁(2022年4月, 日本評論社)

「デジタル・サービス税(Digital Services Tax)をめぐる動向」民商法雑誌157巻6号1-29頁(2022年2月)

(2021年)

Digital Platforms and Their Role in Collection of VAT/GST and RST, 64 Japanese Yearbook of International Law 173-201, 2021

「日本の相続税の特質とその問題点」法曹時報73巻12号1-23頁(2021年12月)

「アメリカ合衆国における州籍相違管轄権と信託」信託研究奨励金論集42号203-211頁(2021年11月)

(2020年)

「North Carolina Department of Revenue v. Kimberley Rice Kaestner 1992 Family Trust, 139 S.Ct. 2213, 588 U.S. ____ (2019) : 州内居住者を受益者とする州外所在信託の収益に対する州所得税の課税が第14修正のデュー・プロセス条項に反するとされた事例」(判例紹介) アメリカ法[2020-1], 129-133頁(2020年12月)

「私人による公益実現の位置づけ—有体物の利用への制約を例に」法律時報92巻9号92-98頁(2020年8月)

「働き方の変化と租税法—所得税を中心に」民商法雑誌156巻1号32-46頁(2020年4月)

「情報通信技術の発展と国際租税法」民商法雑誌156巻1号164-180頁(2020年4月)

Stanley Surrey and the Transformation of Administrative Law in Japan, 15 U. Pa. Asian L. Rev. 172 (2020)

(2019年)

「家族内における財産承継をめぐる租税法上の諸問題: 民事信託の利用を念頭に」信託法研究44号63-72頁(abstract in English at 157-58)(2019年12月)

「課税ベースとしての消費・再訪」ジュリスト1539号18-22頁(2019年12月)

「租税法律主義」法学教室469号43-45頁(2019年8月)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計22件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 澁圭吾	4. 巻 6
2. 論文標題 オーストラリア憲法における「租税」及び 財産権保障の対象となる「財産権」の意義：Australian Tape Manufacturers Association v Commonwealth を素材とした序論的考察	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 金融取引と課税（6）（トラスト未来フォーラム）	6. 最初と最後の頁 95-129
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 澁圭吾	4. 巻 94(5)
2. 論文標題 「プラットフォームとインフラストラクチャーをめぐる法の一般原則（上） 「法の下での平等」の私法的基礎づけを含めて」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 80-83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 澁圭吾	4. 巻 94(6)
2. 論文標題 「プラットフォームとインフラストラクチャーをめぐる法の一般原則（中） 「法の下での平等」の私法的基礎づけを含めて」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 74-78
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 澁圭吾	4. 巻 94(8)
2. 論文標題 「プラットフォームとインフラストラクチャーをめぐる法の一般原則（下1） 「法の下での平等」の私法的基礎づけを含めて」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 102-106
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵圭吾	4. 巻 94(9)
2. 論文標題 「プラットフォームとインフラストラクチャーをめぐる法の一般原則（下2） 「法の下での平等」の私法的基礎づけを含めて」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 112-120
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵圭吾	4. 巻 50
2. 論文標題 国際課税の地殻変動	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 租税法研究	6. 最初と最後の頁 17-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵圭吾	4. 巻 94(10)
2. 論文標題 公益の実現における私法の役割：実体法と手続法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 108-111
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵圭吾	4. 巻 135
2. 論文標題 Will Bateman, Public Finance and Parliamentary Constitutionalism」（学界展望・財政法）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 809-811
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵圭吾	4. 巻 71(1)
2. 論文標題 金子宏先生を偲んで - 『所得課税の基礎理論』を読む	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 税務弘報	6. 最初と最後の頁 91-94
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵圭吾	4. 巻 253
2. 論文標題 租税法規の解釈：ホステス報酬に係る源泉徴収	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 租税判例百選第7版	6. 最初と最後の頁 28-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵圭吾	4. 巻 1
2. 論文標題 デジタルサービス税 (Digital Services Tax) をめぐる動向	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 RIETIディスカッション・ペーパー	6. 最初と最後の頁 1-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 淵圭吾	4. 巻 93(9)
2. 論文標題 企画趣旨：公益の実現と法 人々の自発的活動が導く「公益」を考える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 93
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵圭吾	4. 巻 42
2. 論文標題 アメリカ合衆国における州籍相違管轄権と信託	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 信託研究奨励金論集	6. 最初と最後の頁 203-211
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Keigo Fuchi	4. 巻 64
2. 論文標題 Digital Platforms and Their Role in the Collection of VAT/GST and RST	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 173-201
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵圭吾	4. 巻 94(1)
2. 論文標題 公益の実現における法の役割	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 92-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵圭吾	4. 巻 157(6)
2. 論文標題 デジタル・サービス税 (Digital Services Tax) をめぐる動向	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵圭吾	4. 巻 92(7)
2. 論文標題 所有者不明土地・手続保障・固定資産税(上)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 87-93
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵圭吾	4. 巻 92(8)
2. 論文標題 所有者不明土地・手続保障・固定資産税(下)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 87-93
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵圭吾	4. 巻 75(7)
2. 論文標題 所有者不明土地問題と固定資産税の本質	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 税	6. 最初と最後の頁 2-3
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 淵圭吾	4. 巻 92(9)
2. 論文標題 私人による公益実現の位置づけー有体物の利用への制約を例に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 92-98
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 澁圭吾	4. 巻 2020(1)
2. 論文標題 North Carolina Department of Revenue v. Kimberley Rice Kaestner 1992 Family Trust, 139 S.Ct. 2213, 588 U.S. ____ (2019) : 州内居住者を受益者とする州外所在信託の収益に対する州所得税の課税が第14修正のデュー・プロセス条項に反するとされた事例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 129-133
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Keigo Fuchi	4. 巻 15
2. 論文標題 Stanley Surrey and the Transformation of Administrative Law in Japan	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 University of Pennsylvania Asian Law Review	6. 最初と最後の頁 172-221
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 Keigo Fuchi
2. 発表標題 Passport Revocations and Denials on the Ground of Child Support Arrearages and Tax Delinquency: A Comparative Constitutional Analysis
3. 学会等名 ICON-S Annual Conference 2023 Wellington (国際学会)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 秋山靖浩(編)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 240
3. 書名 新しい土地法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

淵圭吾 Works
<https://sites.google.com/view/keigofuchi/home/works>
淵圭吾・研究業績
<https://sites.google.com/view/keigofuchi/home/works>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------